

平成27年度

第6回木更津市総合教育会議 資料

木更津市

## (5) スポーツ・レクリエーションの振興

## ②スポーツ大会の開催及び誘致・支援を推進します。

市民のスポーツ意識を高め、地域間交流を促進し、活力のあるまちづくりを進めるため、各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツイベントの誘致を積極的に進めていきます。

## 【総合教育会議での議論等】

## ○市長の意向

アクアラインマラソンやトライアスロン大会を開催しているが、木更津市の立地を活かして、もっと多くの大会を誘致して、地域間交流を増やして行きたい。現状ではアクアラインマラソンなどの大規模なイベントは教育委員会に担ってもらっているが、これを増やそうとすると教育委員会に負担がかかる。将来的にスポーツコミッションを立ち上げ、そこが窓口となってサービスを提供していくことも検討していく。

## ○会議における議論

- ・現状では、アクアラインマラソンなどの規模の大きい大会も教育委員会が所管しているが、場合によっては教育委員会の枠を超えた組織を作って対応するのもよい。
- ・アクアラインマラソンは、義務教育の体育について所管する教育委員会の範疇を超えている。  
(関係課職員)
- ・スポーツ大会の受け入れ体制の整備は、全国的にスポーツツーリズムをベースとしたNPO法人やスポーツコミッションという形でいろいろな地域に作られ、そこが窓口となってワンストップサービスを提供するケースが増えている。

## ○合意事項

今後、市長と教育委員会の分担を精査していくとしたうえで、スポーツイベントの開催及び誘致をしていくことは、実際にそのスポーツに取り組みを始めたり、市民のスポーツに対する意識が向上するなどプラスの面があり、教育振興基本計画に掲げる取り組み（市民の体力向上や健康づくりを図るため各種大会開催）にもつながる。

## &lt;教育委員会の役割&gt;

市民の体力向上や健康づくりを図るため  
各種の大会の開催

## &lt;市長の役割&gt;

スポーツ大会の受け入れ体制組織の検  
討、育成、支援

スポーツ大会の開催及び誘致・支援の推進  
事務の見直しの検討

市民の健康増進（健康推進課と連携し、市  
民の健康増進のためのスポーツの振興）

官民の協力によるスポーツコミッション  
の育成・支援

中央教育審議会の答申（原則としてスポ  
ーツに関することは首長の事務）

地域の活性化（アクアラインマラソン・ト  
ライアスロン大会などによる経済効果）

市長が「スポーツに関すること（学校における  
体育に関するものを除く）」を担う。

(5) スポーツ・レクリエーションの振興

①スポーツ施設の整備及び既存施設の有効活用を図ります。

本市では、市民が気軽にスポーツをするための運動施設が全般的に不足しています。このため、江川総合運動場などの環境整備を進めるとともに、学校の体育館や運動場など、既存施設のさらなる有効活用を進めていきます。

【総合教育会議での議論等】

○市長の意向

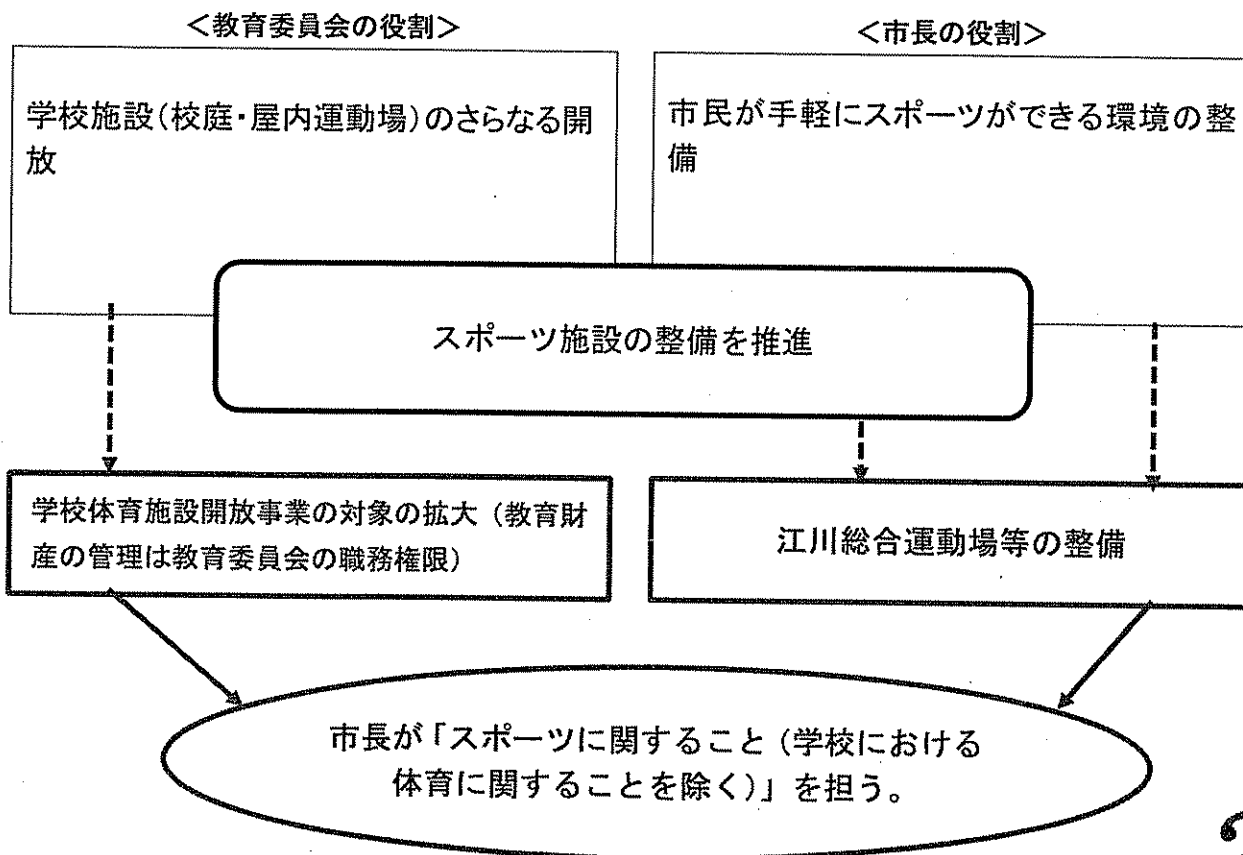
屋内運動場は各学校にはあるが、市民が利用する施設としては足りていない。もっと市民が手軽にスポーツができるような環境整備を進めると同時に、既存施設の有効利用を進めていきたい。

○会議における議論

- ・中学の大会を行うにも、他市の陸上施設を借用している状況である。本市の規模では、野球場や陸上競技場は欲しい。
- ・施設の整備は子どもの体力向上にも結びつく。
- ・学校の施設開放は中学校は週2日夜間だけ行っている。
- ・学校施設を有効に活用していくことはいいことであるが、学校に負担はかけたくない。
- ・真舟の場合、スポーツクラブが全部調整し、新規も受け入れており、トラブルもない。
- ・本市では屋内体育館が足りない。市民体育館や清見台体育館は予約が一杯で取れなくなっている。
- ・江川総合運動場に野球場と陸上とサッカーができればかなり違う。また、中学校で一番欲しがっているのが、武道館である。
- ・鳥居崎公園に3on3のバスケットコートに子どもたちが集まっている。1面のコートで喜ぶほど施設が足りていない。

○合意事項

施設の拡張や既存施設の有効利用を含めて、市民が手軽にスポーツができるような環境整備を進めていく。



ついて調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」

この規定の趣旨は、予算執行の責任者としての長に対し各執行機関の行う予算執行についての調査の権限と、その結果に基づき措置要求の権限を与えたことにある。これは、あくまでも各執行機関の事務処理そのものに対する権限ではなく、国の予算執行について、財務大臣が各省や国会、裁判所等に対して、会計法第四六条に基づいて有する権限と同様のものであるとされている。予算を執行することが長の職務権限に属するものとされたことは、長が予算執行の総括者でありその適正な運営について責任を負うということであり、長が他の執行機関の行う事務の内容にまで介入する権限を与えたものではない。「教育委員会の所掌に係る事項」について、これを処理する主体は言うまでもなく教育委員会である。したがって、支出命令が教育委員会に委任されない事項についても、当該教育委員会から地方公共団体の長に対し、支出命令を出すことを求め、地方公共団体の長がこれに応ずるといふこととなるべきものである。また、支出命令を発すべきことの要求があれば、長は財務に関する規定の定めるところにより、支出命令を出すことができない場合のほかは、予算執行上支障のない限り、これに応ずべきである。

なお、授業料の減免措置と、長の収支命令権との関係については、法制意見(昭二六・六・一五法務府法意一第三六) (法令編六二九頁参照) が参考となる。

注 解

1 「予算を執行する」とは、成立した予算に基づいて、歳入を取入し、契約の締結その他の支出負担行為をし、支出を命令し、あるいは債務負担行為に基づく債務負担をし、地方債を起し、一時借入金借り入れ、経費の濫用をする等予算を実行するための一切の手續の執行をいう。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定め

るところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること (学校における体育に関することを除く)。
  - 二 文化に関すること (文化財の保護に関することを除く)。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

〔参照条文〕 法二(教育委員会の職務権限)、二二(長の職務権限)  
 〔改正経過〕 平成一九年法律第九七号(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)により追加  
 平成二六年法律第七六号(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)により旧第二四条の二を繰り上げ。

解 説

一 本条は、平成一九年の本法の改正により設けられた規定である。教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の要請から、地方公共団体が処理する教育、学術及び文化に関する事務で、第二一条各号に掲げるものを管理・執行することとされている。スポーツ・文化に関する事務についても、教育と重なる部分が多いことや事業の継続性・安定性が重視されることから、教育委員会が管理・執行することとなっている。一方、スポーツ・文化に関する事務については、「地域づくり」とも密接な関連があり、他の地域振興関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に担当したいとの要請があった。また、スポーツ・文化に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保という要請の度合いが、教育に関する事務に比して低いものと考えられた。

これらを踏まえ、本条は、地方公共団体の判断で、条例によって、スポーツに関する事務及び文化に関する事務に

ついて、地方公共団体の長が管理・執行することができることとしたものである。

二 スポーツに関する事(学校における体育に関するものを除く)

「学校における体育」とは、具体的には、体育科、特別活動、総合的な学習の時間などの教育課程に基づくもの、運動部活動や対外競技試合(中体連、高体連主催大会等)などの教育活動の一環として行われるものがある。学校における体育は、教育の政治的中立性、継続性・安定性確保の要請が強い学校教育そのものがその大部分を占め、その他の部分についても学校教育と一体不可分であることから、学校における体育については、地方公共団体の長が管理・執行できる事務の対象ではなく、教育委員会が管理・執行することとされている。

三 文化に関する事(文化財の保護に関するものを除く)

「文化財の保護」に関する事務に関しては、次の理由により、地方公共団体の長が管理・執行できる事務の対象ではなく、教育委員会が管理・執行することとされている。

- ① 文化財は貴重な国民的財産であり、一旦滅失・毀損すれば原状回復が困難な性格のものであり、文化財の価値評価をはじめその保存及び活用に当たっては、我が国の文化に関する高い文化的識見を有する者による専門的・技術的判断が求められること。
- ② 文化財保護行政は一定の方針の下に一貫して運用されなければ効果を伴わないものであり、時々の政治的な圧力や特定の宗派の介入等によって保護の方針が曲げられることがないよう、政治的・宗教的中立性の確保が強く求められること。
- ③ 文化財についての理解を深め、尊重する態度を育むためには、学校教育や社会教育と一体となって文化財保護の普及啓発や人材育成に取り組んでいく必要があること。
- ④ 首長部局の行う開発行為との均衡を図る観点から、独立した合議制の機関がその事務を担当することが適当であること。

また、首長部局が正統性を得て開発行為を円滑に推進する上でも、適正に審査しておく意義があること。

四 自治法の事務委任・補助執行との相違

自治法第一八〇条の七に規定する事務委任・補助執行については、地方公共団体の長の補助機関の職員等を対象としたものであり、地方公共団体の長自身に事務を委任・補助執行させることはできない。

一方、本条では職務権限そのものが首長に移ることとなる。このため、スポーツや文化に関する行政に関して、地方公共団体の長自身も地域の実情や住民のニーズに応じて「地域づくり」という観点から、他の地域振興関連行政とあわせてその権限と責任において一元的に担当することが可能となる。

五 第二項は、スポーツ、文化に関して、地方公共団体の判断により、条例を定めて地方公共団体の長が担当できるようにする場合、地方公共団体の議会が、その条例について制定・改廃の議決をする前には教育委員会の意見を聴かなければならないことを規定したものである。これは、スポーツ、文化に関する事務を現に担当している教育委員会の意向を踏まえることが必要であるため、地方公共団体の長が条例案を作成する場合に、第二九条の規定により教育委員会の意見を聴くことに加えて、議会においても、議決をする前に意見を聞くこととしたものである。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行する<sup>1</sup>に当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則<sup>2</sup>並びに地方公共団体の機関の定める規則<sup>3</sup>及び規程<sup>4</sup>に基づかなければならない。

(参照条文) 法二五(教育委員会規則の制定等)、二二(教育委員会の職務権限)、二三(長の職務権限)、二三(職務権限の特例)、自治法一四(条例の制定等)、一五(規則の制定等)、一三八の四(委員会の規則その他の規程の制定)、地公法八八(人事委員会又は公平委員会の権限)

「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」 平成25年12月13日 中央教育審議会

で、首長の意見と教育委員会の意見とが共に住民に明らか  
にされることにより、透明性の高い手続きによって策定さ  
れることを制度的に担保する。

また、教育委員会は、大綱的な方針に基づき、毎年、次  
年度の施策の基本的な事項を議決することとする。あわせて、  
教育委員会は、毎年、教育長の事務執行の状況について  
点検・評価を行い、その結果を公表することとする。

さらに、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科  
書その他の教材の取り扱いなどの特に重要な個別の事務に  
ついては、教育委員会が基本方針を策定することとする。  
基本方針の例としては、人事異動の基準、懲戒処分の基  
準、教科書採択の基準などが考えられる。

なお、教育長が独任的な権限行使を行うことにならない  
よう、十分なチェック機能を働かせる必要があるという指  
摘があり、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科  
書その他の教材の取り扱いなどの特に重要な事務について  
は、教育委員会が基本方針を策定するだけでなく、これ  
らの施策の具体的な内容について承認することとすべきで  
あるという意見もあった。

③ 首長の責任の明確化

首長が連帯して責任を果たせるようにするという観点か  
ら、首長は、教育委員会が策定する大綱的な方針に対  
して、協議を求められることができることとするともに、学校  
等の設置、施設、設備の整備、教職員の定数など教育の条

件整備に関する事務については、首長の所管とした上で、  
教育委員会と首長が協議して決定することが考えられる。

また、教育長の事務執行について問題がある場合など特  
別な場合には、首長が調査を求めるとともに、必要な勧告  
ができることとすることが考えられる。さらに、教育長の  
罷免要件を現行の教育委員の罷免要件より拡大すること  
や、教育長の任期を現行の教育委員の任期(四年)より短  
縮することも検討された。

この案は、教育委員会を執行機関として残すことにより、  
政治的中立性、継続性、安定性を確保するとともに、非常勤  
の教育委員の合議体である教育委員会が責任をもって決定で  
きる事項と、常勤の専門家である教育長が責任をもって執行  
する事項とを法律で明示することにより、責任の所在の明確  
化を図ることができる。

しかしながら、この案は、教育長の事務執行が著しく適正  
を欠く場合、児童、生徒等の生命又は身体を保護するため緊  
急の必要がある場合などに、非常勤の教育委員の合議体である  
教育委員会の最終責任者としての責任の取り方をどう考え  
るのか、という問題に配慮していないという指摘があった。

その他、審議の過程では、首長を地方教育行政の執行機関  
としつつ、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保のた  
め、首長の指揮監督権から、教育内容や教員人事に関するこ  
とを除くという案、教育委員会を執行機関として存続させつ  
つ、教育委員長と教育長を一体化させた「代表責任者(仮

態)を置き、責任体制の明確化を図る案、教育長を首長  
(執行機関)の補助機関としつつ、教育委員会を性格を改め  
た執行機関とする案など、様々な案が出された。

(5) 教育行政部局が担当すべき事務分担について

- 特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求  
められる、学校教育や社会教育は、教育行政部局が担当す  
るものとして存置すべきである。
- 文化財保護に関する事務については、政治的中立性、継  
続性・安定性の確保や首長部局が行う開発行為との均衡を  
図る必要があることから、教育行政部局が担当する必要  
がある。
- 文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くス  
ポーツに関する事務は、原則として首長の事務としつつ  
も、地方公共団体の判断で、教育行政部局が担当すること  
ができるようにすることを検討する必要がある。

○ 地教行法上、教育に関する事務には、教育のほか、文化、  
スポーツ、学術といった幅広い事務が含まれるが、現行制度  
においても、教育事務の中でも大学に関することや私立学校  
に関するものは、首長の権限の下に置かれている。また、文  
化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツ  
に関する事務は、条例により、首長の権限の下に置くことが  
可能となっている。

さらに、首長は、地方公共団体を統轄する立場から、学校

種学校の設置者を超えた全般的な教育政策を立案するとい  
うことも、公立学校の管理等の教育行政についても予算に関わる  
権限を有している。

○ このように、現在でも、教育委員会は、地方自治体の中で  
独立・完結して教育事務を担っているのではなく、首長との  
協力と調和の中で必要な事務を行っているものであり、新たな  
地方教育行政制度の在り方として、首長、教育長、教育委員  
会の関係を見直すに当たっては、現行制度の教育に関する事  
務の中で首長から独立して執行する必要があるものは何かを  
明確にすることが必要である。

○ この点、教育に関する事務の中で首長から独立して執行す  
る必要があるものとは、特に教育の政治的中立性や、継続  
性・安定性の確保が求められるものであり、教育内容、教科  
書採択や教職員の人事など公立学校教育に関する事務は、当  
然に教育行政部局が担当すべきものとして、存置すべきであ  
る。また、社会教育についても、公民館、図書館等の社会教  
育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様  
に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人で  
あったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要で  
あり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきであ  
る。

○ 文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続  
性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民  
共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が

不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等があることから、現行制度においては、教育委員会が所管することとされ、首長に所管を移すことはできないこととされている。そのような特性や必要を踏まえ、教育行政部局が担当する必要がある。

- 文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務については、すでに、条例により首長が担当することを選択できるようになっていることから、首長から独立して執行させなければならない必然性は薄いものと考えられる。

一方、これらの事務についても、地域の実情に応じて、学校教育や社会教育と連携して一体的に執行したいという要請も考えられることから、原則として首長の事務としつつも、地方公共団体の判断で、教育行政部局長が担当することができるようになることを検討する必要がある。

(6) 教育行政関係者の資質能力の向上等について

- 教育長には、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められ、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが必要である。
- 教育行政部局の体制強化のため、教育職、行政職双方の職員の高質向上に努めることが必要である。小規模の市町村においては、指導主事の配置が進むよう、国や県の財政

的支援が求められる。また、教育事務の処理の広域化に取り組むことも期待される。さらに、学校への指導教諭の配置・活用を進め、学校現場からの指導体制の強化を図ることも必要である。

- ① 教育長等の資質能力の維持・向上の方法について
  - ・ 教育長を地方教育行政の責任者として明確化することにより、今までにもまして、教育長の資質・能力の担保が重要となり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。
  - ・ また「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国（独立行政法人教員研修センター）、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが求められる。その際、現在、教育行政部局だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多くなっていることから、教育の専門的知識だけでなく、福祉、雇用、産業環境等様々な分野に関する知識の習得が求められる。
- ② 教育行政部局の体制強化の方策について
  - ・ 責任者たる教育長と事務局スタッフの総和である「教育行政力」を高めるために、教育職、行政職双方の職員の高質向上に努めることが必要である。指導主事等教育職の職員については、行政的な仕事をこなすことで精一杯になることなく、専門職として教育現場に対するリーダーシップを発揮できるよう、高質向上に努める必要がある。一方

で、行政職員については、予算等の管理的業務のみに従事し、教育内容等専門的な内容が含まれる仕事は選ばれる傾向も見られるが、そういった事務についても積極的に関与し、教育の専門性のある行政職員となるよう、高質向上に努めることが必要である。その際、教育行政部局内の各部署の所掌にまたがるような事項をコーディネートするスタッフを置くべきであるという意見もあった。

また、教育行政部局の職員だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備することも求められる。

また、教育委員会が会議において常に活発に議論し、適切な意思決定が行えるよう、教育行政部局から十分な情報提供をすることが必要である。さらに、教育委員会自身が情報の把握・情報の交換を行うことができるよう執務環境を整えることも有効であるという意見もあった。

一方、小規模の市町村では、専門職である指導主事が少数、あるいは一名もいないところも多いことから、指導主事の配置が進むよう、国や県の財政的支援が必要である。また、近隣の市町村が連携し、教育事務の処理の広域化に取り組むことも期待される。

さらに、教育行政部局の体制強化とあわせて、学校への指導教諭の配置・活用を進め、学校現場からの指導体制の強化を図るとともに、学校の事務職員の専門性を高めるなど事務機能の強化を図ることも必要である。

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(1) 公教育における国の最終的な責任の果たし方について

- 地方教育行政の第一義的な責任は地方公共団体にあるが、児童、生徒の生命・身体や教育を受ける権利を守るために、国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるようにすることが必要であり、その権限を明確にするための方策を検討する必要がある。

○ 戦前の学校教育は、国の指揮監督の下、国の機関である府県知事及び官吏（国家公務員）である教員によって実施されていた。これに対して、戦後の地方教育行政については、地方公共団体の自らの権限と責任の下に実施されることを基本として、国から都道府県に対して、また都道府県から市町村に対しては、「指導、助言又は援助」という非権力的な関与しか行えないこととされてきた。

○ 平成二一年に施行された地方分権一括法による地方自治法の一部改正においては、国による地方公共団体に対する関与の基本類型が定められている。同法第二四五条の五は、各大臣は、その担任する事務に関し、地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、都道府県又は都道府県を通じて市町村に対し、是正の要求を行うことができることを定めている。

教育部スポーツ振興課の分掌事務	主な事業	所管換えに伴う事務等	
		教育部スポーツ振興課事務	教育部施設課事務
1 社会体育施設の管理運営に関すること。	1 体育施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の改正</li> <li>木更津市体育施設管理規則の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設管理運営費 手数料(簡易専用水道管理状況検査手数料 17千円) (浄化槽法延検査 11千円) 委託料(特殊建築物定期点検業務委託 592千円) (浄化槽維持管理業務委託 119千円) (業務用冷凍空調機器70㏓漏洩点検業務委託 150千円)</li> <li>体育施設耐震対策事業費 耐震診断 市営野球場 3,200千円</li> </ul>
	2 指定管理者・施設利用料減額申請受付業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理に係る協定書等の見直し(甲:教育長・乙:オーエンス)</li> </ul>	
	3 修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>年額20万円以上の修繕工事については、教育部施設課で対応しているため迅速な対応連携が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設維持補修事業費 各設備修繕(排水・消防等)一式 800千円</li> </ul>
2 体育施設に係る教育財産の取得又は処分、契約、登記及びその他管理に関すること。	1 社会体育施設桜井運動場の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針(平成23年10月)において、(仮称)桜井小学校予定地を「社会体育施設桜井運動場」として活用することとしたことから、現在、管理・貸し出しの事務をスポーツ振興課で行なっていることから、学校施設の目的外使用を申請の必要がある。</li> </ul>	
	2 国有財産使用許可申請業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>江川総合運動場が設置されている土地は防衛省より教育委員会が広場として借り受けていますが、平成28年4月1日より都市整備部が都市公園として借り受ける予定である。市街地整備課と事務の調整の必要がある。</li> </ul>	
	3 江川総合運動場拡張事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>防衛省の公園的整備事業に併せ市で運動場機能を付与するため、スポーツ振興課と施設課は連携を図り、防衛省や関係スポーツ団体と協議しながら平成27年度より基本設計を始めている。</li> <li>平成28年度以後、実施設計や工事を進めるにあたり、防衛省や関係スポーツ団体との協議、補助金申請等を施設課と連携して取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江川総合運動場拡張整備事業費 普通旅費 44千円 拡張事業費用対効果分析業務 4,000千円</li> </ul>
3 学校体育施設の開放に関すること。	1 学校体育施設開放事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、当該事業が市立小中学校体育施設を利用したものであることから、各小中学校、教育総務課、学校教育課、施設課の連携、協力等が必要である。</li> </ul>	
4 スポーツ推進委員に関すること。	1 スポーツ推進委員委託事業(市民歩け歩け大会・市スポーツレクリエーション大会・市民元旦マラソン大会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>木更津市スポーツ推進委員に関する規則の改正</li> <li>事業の実施にあたり、小中学校その他教育機関やスポーツ関係団体の連携、協力、調整等が必要である。</li> </ul>	
	2 君津地区スポーツ推進委員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年ごとの持ち回りである事務局担当市を4市教育長の協議により決定し事業等を実施しているため、何らかの方策を講ずることが必要である。</li> </ul>	
5 社会体育指導者の養成に関すること。	1 ・スポーツ推進委員・スポーツ少年団指導者等の研修 ・木更津市スポーツリーダーバンク登録、リーダー指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>木更津市スポーツリーダーバンク設置要綱の改正</li> </ul>	
6 社会体育の企画、実施に関すること。	1 市主催事業(市スポーツレクリエーション大会・市民元旦マラソン大会・市長杯争奪少年少女スポーツ大会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施にあたり、小中学校その他教育機関やスポーツ関係団体の連携、協力等が必要</li> </ul>	
	2 木更津市スポーツ表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>木更津市スポーツ表彰要綱の改正</li> </ul>	



教育部スポーツ振興課の分掌事務	主な事業	所管換えに伴う事務等	
		教育部スポーツ振興課事務	教育部施設課事務
7 スポーツ推進審議会に関すること。	1 ・スポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合に諮問に応じて審議する。 ・諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議するとともに、これらの事項に関して建議をする。	・木更津市スポーツ推進審議会条例の改正	
8 社会体育関係団体の育成に関すること。	1 木更津市体育協会事務局	・木更津市体育協会会則の改正	
	2 スポーツ少年団事務局		
	3 千葉県小中学校体育連盟木更津・袖ヶ浦支部主催事業及び負担金支出	・千葉県小中学校体育連盟木更津・袖ヶ浦支部主催事業及び負担金支出は、義務教育課程の競技力向上を図っている。小中学校関連業務のため、教育委員会で事務を行うことが良いと考える。 2,164,600円	
	4 総合型地域スポーツクラブ ・かねだファミリースポーツ倶楽部 ・富来田フレンドスポーツ倶楽部 ・真舟・請西スポーツクラブ	・現在、本市には3つの総合型地域スポーツクラブがあります。2クラブについては、学校体育施設開放事業を利用し活動しており、1クラブは真舟小学校を活動拠点としていることから、教育総務課、学校教育課、施設課、真舟小学校との連携、協力等が必要である。	
9 社会体育活動の総合調整に関すること。	1 市主催事業(市スポーツレクリエーション大会・市民元旦マラソン大会・市長杯争奪少年少女スポーツ大会等)	・事業の実施にあたり、小中学校その他教育機関やスポーツ関係団体の連携、協力、調整等が必要である。	
10 社会体育の振興計画に関すること。	1 (仮称)スポーツ推進計画について	・計画の策定にあたり、教育委員会、小中学校その他教育機関やスポーツ関係団体の連携、調整等が必要である。	
11 ちばアクアラインマラソンに関すること。	1 ちばアクアラインマラソン2016の開催	・ちばアクアラインマラソン木更津市実行委員会を組織し、役員は教育部幹部が就いているため、役員変更が必要である。また、コース沿道校は大会当日に登校日とし沿道応援の依頼や、応援横断幕を全小中学校に制作していただいていることから、2016大会も小中学校の協力は必要不可欠のため、教育委員会との連携、調整等が必要である。	
	2 木更津トライアスロン大会の開催	・木更津トライアスロン大会実行委員会を組織し、役員は教育部幹部が就いているため、役員変更が必要である。	

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号の括弧書きの「学校における体育に関すること」については、すべて学校教育課の所掌事務となっており、現在スポーツ振興課は担当していません。よって、条例に規定することにより、スポーツ振興課が所管している社会体育に関することはすべて市長部局に移管可能です。ただし、現時点においては、社会体育に関することについては総合教育会議の中では検討・調整がされていません。
- ② 太枠の「千葉県小中学校体育連盟木更津・袖ヶ浦支部主催事業及び負担金支出」については、その事業の性質上教育委員会の事務としたほうが良いと思われます。
- ③ ②記載の負担金は教育部内部の予算の組み替え、他のスポーツ振興課予算及び施設課事務の予算は市長部局に組み替えの必要があります。
- ④ スポーツ振興課に係わる条例、規則、要綱の改正が平成28年3月31日までに必要となります。なお、条例改正については議会日程等を、教育委員会規則については教育委員会会議日程等を考慮した対応が必要と考えます。
- ⑤ 市長部局にスポーツ振興課が配置された場合は、教育委員会との更なる緊密な連携、協力、調整が必要となります。